

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	片川排水機場外1件観測・操作委託業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 嶋田 博文  福井県福井市花堂南2-14-7
契約締結日	令和 2年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	坂井市長
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,122,560-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,122,560-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

# 随意契約理由書

特例政令等の該当	
非該当	

## 1. 業務名

片川排水機場外1件観測・操作委託業務

## 2. 受託者名

坂井市長

## 3. 随意契約理由

本業務は、九頭竜川水系九頭竜川片川排水機場外1件における施設操作を実施するものである。

河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができるようになっており、片川排水機場外1件は、その操作を行う影響が坂井市の区域に限られるため、昭和53年4月28日、近畿地方建設局長（現近畿地方整備局長）を委託者とし、三国町長（現坂井市長）を受託者として、操作委託協定を締結している。

以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、坂井市長（旧三国町長）であるので随意契約を行うものである。

## 4. 随意契約する根拠法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第三号

推薦者 福井河川国道事務所 総括保全対策官  
官職 国土交通技官 土田 健次